

6 在宅生活援助・就労支援

在宅生活の援助

サービスの利用に当たっては、社会福祉課にご相談ください。

名 称		対 象	内 容
移動支援事業		屋外での移動が困難な障害者	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。 *費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び障害児は、費用負担は無料)
日 中 一 時 支 援 事 業	A 型	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(原則18歳以上) ただし、市長が必要と認めた場合のみ	障害者等の日中における活動の場の確保(日中預かり)を支援します。 *費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び障害児は、費用負担は無料)
	B 型	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(原則13歳から)	
	サ ン デ ー シ ョ ー ト	土・日の閉校日において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児(原則13歳未満)	
デイサービス事業		地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ることを必要とする障害者 (原則18歳以上で身体、療育の手帳を両方所持する方)	施設に通い、入浴、食事、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を支援します。 *費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び障害児は、費用負担は無料)
訪問入浴サービス事業		自宅において自力、あるいは家族の介護のみで入浴が困難な身体障害者及び難病患者	訪問入浴車を家庭に派遣します。 年24回(原則月に2回)の利用ができます。 *費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び難病患者は、費用負担は無料)
生活サポート事業		介護給付支給決定者以外の方で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがあると認められる方	居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行います。 *費用負担は、原則1割負担 (低所得(市民税非課税)の障害者及び障害児は、費用負担は無料)
声の広報等発行事業		文字による情報入手が困難な障害者	音声訳により、「広報とみさと」や「こんにちはとみさと議会です」などを発行(月1回)します。



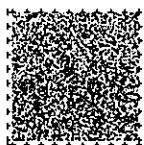
福祉タクシー事業		身体障害者手帳１・２級所持者（下肢・体幹・視覚障害は３級も該当） 療育手帳㉔・Ａの１・Ａの２・㉔の１・㉔の２所持者 精神障害者保健福祉手帳１級の所持者	重度心身障害者が外出のために市が指定したタクシー会社のタクシーを利用したとき、料金の半額を助成します。（限度額１，０００円） 市役所社会福祉課で助成券の交付を受け、運転者に手帳と助成券を提示することにより助成を受けることができます。
地域活動支援センター	Ⅰ型	市内に居住する障害者及びその家族等	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業と合わせて相談支援事業を実施します。
	Ⅱ型	療育手帳及び身体障害者手帳を所持する障害者	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	Ⅲ型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第４条に規定する障害者	障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う事業です。

就労支援

サービスの利用に当たっては、市役所社会福祉課にご相談ください。

名 称	対 象	内 容
知的障害者 職親委託事業	知的障害者	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。 ＊費用負担なし
自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳（４級以上）または療育手帳を所持する障害者で、就職等社会参加に効果があると認められる場合	免許取得教習に要した費用の３分の２を助成します。（限度額１０万円）
自動車改造費の助成	身体障害者手帳（２級以上）の上肢・下肢又は、体幹機能障害者で、就労等に伴い自ら運転する自動車を改造する場合	改造費の一部を助成します。（限度額１０万円、所得制限あり）

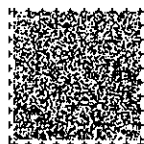
※障害者の就労に関する相談等については、各種相談機関をご活用ください（Ｐ５８参照）



【問い合わせ先】社会福祉課

TEL ０４７６－９３－４１９２

FAX ０４７６－９３－２４２２



その他の地域生活支援

ア 意思疎通支援事業

・手話通訳者・要約筆記者の派遣

社会福祉課に手話通訳者を配置し、庁内に同行して窓口でのコミュニケーションのお手伝いをします。また、日常生活を営むために必要な場合（通院、学校行事など）に手話通訳者又は中途失聴者・難聴者の方には、話し言葉を要約して文字で伝える要約筆記者を派遣します。

《派遣の申請方法》

所定の派遣申請書に必要事項を記入し、社会福祉課窓口を持参いただくか FAX で依頼してください。

※利用日が分かっている場合はできるだけ早めに依頼してください。

※費用は無料です。

【受付窓口】

月曜日～金曜日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

市役所社会福祉課 FAX 0 4 7 6 - 9 3 - 2 4 2 2

TEL 0 4 7 6 - 9 3 - 4 1 9 2

※時間外、急病や事故など緊急を要する場合、土・日・祝日・年末年始等は千葉聴覚障害者センターに直接 F A X してください。

【受付窓口】

（社）千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター

平 日 午前 9 時～午後 9 時

土・日・祝日 午前 9 時～午後 5 時 3 0 分

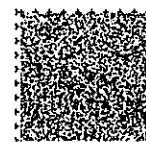
FAX 0 4 3 - 3 0 8 - 6 4 0 0

TEL 0 4 3 - 3 0 8 - 6 3 7 3

※年末年始は F A X のみの対応

※年末年始・5 月の連休の午後 5 時 3 0 分～午後 9 時までは、下記の F A X 番号に送ってください。

FAX 0 4 3 - 2 4 2 - 0 0 5 0



イ 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

目と耳の両方に不自由を感じている方（盲ろう者）へコミュニケーションと移動の支援を行う通訳・介助員の派遣を行います。

派遣の対象者は、千葉県内に居住し身体障害者手帳の視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が1級又は2級の方。

注記：次のような方も該当する場合がありますのでご相談ください。

- ・視覚に障害があり、聞こえにくくなっている方
- ・聴覚に障害があり、見えにくくなっている方

※費用は無料です。

【問い合わせ先】

NPO法人千葉盲ろう者友の会

〒262-0026 千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター4階

TEL/FAX 043-310-3008

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分（祝祭日、年末年始を除く）

ウ 成年後見人制度利用助成

判断能力が不十分な方々は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度とは、契約を障害者本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができる（同意権・取消権）などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人）に与え、障害者本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

当該利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、経済的な理由によって利用できない障害者に対して助成する制度です。

対象となる障害者は、介護保険サービスや障害者自立支援法を利用し、また、利用しようとする身寄りのない知的障害者や精神障害者です。

成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見報酬の全部又は一部を助成します。

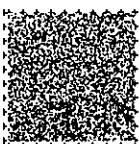
エ デイケアクラブ

「日常生活が思うようにできない」、「人と交流するのが苦手」などの悩みを持つ精神障害者の社会参加を目的とした集団活動の場です。

対象：18歳以上の精神科等を定期的に通院されている方

日時：毎月第3金曜日、午後

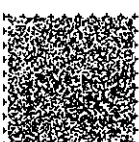
※日時は変更することがあります。日時・内容については、お問い合わせください。



【問い合わせ先】社会福祉課

TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422



7 補装具・日常生活用具

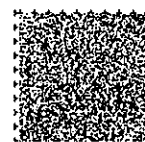
補装具費の支給

身体障害者や難病患者が車いすなどの補装具の購入、修理及び借受けする際にかかる費用が、原則1割となります。所得制限や所得に応じた自己負担の上限額が設定されています。

低所得（市民税非課税）世帯については、費用負担は無料となります。

《注意》この制度は、購入前に市役所社会福祉課への事前申請が必要です。購入後の申請は受理できませんのでご注意ください。

障害	補装具名	手続き	費用負担
視覚障害	・視覚障害者用安全つえ ・眼鏡、義眼	1 補装具費支給（購入・修理） 申請書提出	原則1割負担
聴覚障害	・補聴器	2 判定 新規及び耐用年数以内の再交付は、障害者相談センターの判定や医師の診断書が必要な場合があります。（随時問い合わせてください。）	
肢体不自由	・義手 ・義足 ・装具（下肢・靴型・体幹・上肢） ・車いす ・電動車いす ・歩行器 ・座位保持装置 ・頭部保持具 ・排便補助具 ・歩行補助杖（1本杖は除く。） ・重度障害者用意思伝達装置	3 補装具費支給券及び決定通知送付 4 製作 5 納入 6 補装具費を業者に支払い（代理受領方式であれば自己負担分のみ支払い） 7 補装具費の全額を支払った場合のみ市に請求	



日常生活用具の給付・貸付

☆心身障害者（児）、難病患者

日常生活の便宜を図るため、障害の程度等により、下記の種目の給付を行います。

※原則1割の自己負担があります。（低所得（市民税非課税）の障害者及び障害児世帯については、費用負担は無料です。）

※ 取付工事を要する場合、工事費の一部を助成する場合があります。

《注意》この制度は、購入前に社会福祉課までご相談ください。

（※事前に申請が必要です。）

購入後の申請は受け付けませんので、ご注意ください。

☆小児慢性特定疾病児童

日常生活の便宜を図り、保護者の負担を軽減するために下記の種目の給付を行います。

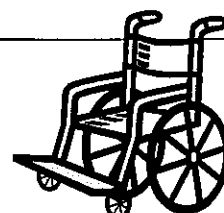
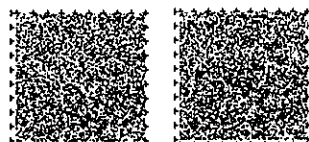
※世帯の所得に応じた自己負担額があります。

《注意》この制度は、購入前に社会福祉課までご相談ください。

（※事前に申請が必要です。）

購入後の申請は受け付けませんので、ご注意ください。

対 象 者	種 目
視覚障害者等	視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、電磁調理器 視覚障害者用時計、視覚障害者用読書器、視覚障害者用体重計、 点字器、視覚障害者用体温計、点字図書、視覚障害者用活字文書読上げ装 置、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、 視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ、視覚障害者用血圧計
聴覚障害者、音声・ 言語機能障害等	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受 信装置、火災警報器、ファックス（貸与）、携帯用会話補助装置
肢体不自由等	入浴担架、入浴補助用具、便器、特殊便器、紙おむつ、収尿器、特殊尿器、 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、ストマ、居宅生活動作補助用具、 訓練いす、訓練用ベッド、移動用リフト、移動・移乗支援用具、 T字状・棒状の杖、情報・通信支援用具、人工喉頭、福祉電話（貸与）
知的障害者等	頭部保護帽
腎臓障害、呼吸機能 障害等	透析液加温器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器、 パルスオキシメーター
障害等級2級以上で 火災の感知避難が著 しく困難な障害者の みの世帯等	自動消火器、家具転倒防止器具の取付、火災警報器
小児慢性特定疾病 児童	クールベスト、紫外線カットクリーム、人工鼻



軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

難聴児の健全な言語及び社会性の発達を支援するために、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の保護者の方に補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

次のいずれにも該当する１８歳未満の児童の保護者

- １ 富里市内に住所を有する者
- ２ 両耳の聴力レベルが３０デシベル以上７０デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者
※指定医療機関の医師が補聴器装用の必要を認めた場合は、３０デシベル未満でも該当になる場合があります。
- ３ 指定医療機関の医師が、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断した者

【手続き】

《注意》この制度は、購入前に社会福祉課までご相談ください。

（※事前に申請が必要です。）

購入後の助成金交付申請は受け付けませんので、ご注意ください。

① 申請

《申請書、医師の意見書、補聴器販売業者が作成した見積書を社会福祉課に提出》

② 助成の決定

《富里市から支給決定通知書を送付》

助成の額は算定基礎額の３分の２を乗じて得た額とします。ただし、千円未満は切り捨てます。
（３分の１は自己負担）

補聴器は装用効果の高い側の耳に片側装用が原則です。ただし、教育又は生活上必要と認めた場合は両側に装用することができます。

③ 補聴器販売業者から補聴器を購入

④ 助成金の請求

《請求書、口座振込依頼書、領収書を社会福祉課に提出》

指定した金融機関の口座への振込

【問い合わせ先】 社会福祉課

TEL ０４７６－９３－４１９２

FAX ０４７６－９３－２４２２

